

常務理事	事務(局)長	部 長	課 長	課長補佐	担当者

## 健康保険 任意継続被保険者 資格喪失 申出書

下記の①～③の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。  
 (①～③以外の理由では、この申出書を提出することはできません。)  
 ※添付書類・留意事項については、裏面を参照してください。

被 保 険 者 情 報	被保険者等	記号	番号
	氏 名	(フリガナ)	生年月日 昭和 平成 年 月 日
	住 所	〒 - 都・道 府・県	電話番号 (日中の連絡先) ( )

▷ 該当する資格喪失事由に✓を付け、該当項目をご記入ください。

資 格 喪 失 事 由	<input type="checkbox"/> ① 再就職し新たに健康保険（または船員保険）の被保険者資格を取得したため									
	<table border="1"> <tr> <td>新たに加入した健康保険の被保険者等の記号番号</td> <td>記号</td> <td>番号</td> </tr> <tr> <td>再就職先の事業所名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>資格取得年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	新たに加入した健康保険の被保険者等の記号番号	記号	番号	再就職先の事業所名称			資格取得年月日	令和 年 月 日	
	新たに加入した健康保険の被保険者等の記号番号	記号	番号							
再就職先の事業所名称										
資格取得年月日	令和 年 月 日									
<input type="checkbox"/> ② 被保険者が死亡したため										
	<table border="1"> <tr> <td>死亡した日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">届出人 (法定相続人)</td> <td>住所 〒 - 都・道 府・県 TEL</td> </tr> <tr> <td>氏名 続柄</td> </tr> </table>	死亡した日	令和 年 月 日	届出人 (法定相続人)	住所 〒 - 都・道 府・県 TEL	氏名 続柄				
死亡した日	令和 年 月 日									
届出人 (法定相続人)	住所 〒 - 都・道 府・県 TEL									
	氏名 続柄									
<input type="checkbox"/> ③ 任意継続被保険者でなくなることを希望するため (※国民健康保険や家族の扶養に入る方はこちら)										

※健康保険組合記入欄

資格喪失日	令和 年 月 日
資格確認書等回収	枚中 枚回収 / 交付なし
保険料還付	有 ・ 無
還付期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月

【添付書類・留意事項等】

喪失事由		留意事項等
①の方 (再就職)	●添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに取得した被保険者等記号・番号、資格取得日が記載されている書類のコピー</li> <li>・任意継続被保険者の発行済みの資格確認書（被扶養者分を含む） （高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せて添付してください。）</li> </ul>
	●留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失年月日は、新たに加入した健康保険の資格取得年月日となります。</li> <li>・保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。</li> <li>※資格取得月と同月で資格喪失となる場合は、ひと月分の保険料が必要です。</li> </ul>
②の方 (死亡)	●添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡診断書等、死亡年月日が記載された書類のコピー</li> <li>・任意継続被保険者の発行済みの資格確認書（被扶養者分を含む） （高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せて添付してください。）</li> <li>※法定相続人が被扶養者である配偶者以外の場合は、別途確認書類等が必要になる場合があります。</li> </ul>
	●留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失年月日は、死亡日の翌日となります。</li> <li>・保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。</li> </ul>
③の方 (希望喪失)	●留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失年月日は、この申出書を当組合が受理した日の属する月の翌月1日となります。</li> <li>・保険料は、この申出書を当組合が受理した日の属する月分までかかります。</li> <li>・申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。</li> <li>・資格喪失後、「資格喪失通知書」を発行いたしますので、国民健康保険等の加入手続きを行ってください。</li> <li>※「資格喪失通知書」は、喪失日以前に発行することはできません。</li> <li>・任意継続被保険者の発行済みの資格確認書（被扶養者分を含む）については、申出月の月末までは使用することができますので、この申出書には添付せず、申出月の翌月1日以降に業務部あてに返納してください（高齢受給者証なども同様です）。</li> </ul>